



2025年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社カオナビ

代表者名 代表取締役社長 Co-CEO 佐藤 寛之  
(コード：4435、東証グロース)

問合せ先 取締役 CFO 橋本 公隆  
(Email：ir@kaonavi.jp)

会 社 名 Keystone Investment Holdings, L.P.

代表者名 Susan Bass  
Vice President of Keystone Investment  
Holdings GP, L.L.C.,  
its general partner of Keystone Investment  
Holdings, L.P.

キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー  
(Keystone Investment Holdings, L.P.)による

株式会社カオナビ（証券コード：4435）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

キーストーン インベストメント ホールディングス エルピーは、本日、株式会社カオナビの株券等を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー（公開買付者）が、株式会社カオナビ（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年2月13日付「株式会社カオナビ（証券コード：4435）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年2月13日

各 位

会 社 名	Keystone Investment Holdings, L.P.
代表者名	Susan Bass Vice President of Keystone Investment Holdings GP, L.L.C., its general partner of Keystone Invest ment Holdings, L.P.

**株式会社カオナビ（証券コード：4435）の株券等に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ**

Keystone Investment Holdings, L.P.（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年2月13日、株式会社カオナビ（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グローバル市場、証券コード：4435、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 本公開買付けの内容」の「（2）買付等を行う株券等の種類」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社カオナビ

（2）買付け等を行う株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

（ア）2015年3月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年4月1日から2025年3月13日まで）

（イ）2018年3月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年3月13日から2028年3月12日まで）

（ウ）2018年9月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年6月29日から2028年6月28日まで）

(注) なお、本日現在においては第3回新株予約権が存在しているものの、第3回新株予約権の行使期間は、下記「(6) 決済の開始日」に記載の本公開買付けに係る決済の開始日よりも前の日である2025年3月13日の経過をもって満了し、これをもって当該時点で存在している第3回新株予約権は全て消滅します。対象者によれば、対象者において、第3回新株予約権の行使期間の延長は予定していないとのことであるため、第3回新株予約権について本公開買付けによる応募の受付及び買付け等を行う予定はありません。第3回新株予約権を保有されている方は、第3回新株予約権の行使期間満了日(2025年3月13日)までに新株予約権を行使し、当該行使により発行又は移転された普通株式を本公開買付けに応募することが可能です。

(3) 買付け等の期間

2025年2月14日(金曜日)から2025年3月31日(月曜日)まで(30営業日)

(4) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、金4,380円
- ② 新株予約権
  - (ア) 第3回新株予約権1個につき、金1円
  - (イ) 第4回新株予約権1個につき、金1円
  - (ウ) 第5回新株予約権1個につき、金1円

(5) 買付け予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	9,448,583(株)	5,467,100(株)	—(株)

(6) 決済の開始日

2025年4月7日(月曜日)

(7) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、ケイマン諸島法に基づき2024年3月6日に組成されたリミテッド・パートナーシップであって、The Carlyle Group(関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「カーライル」といいます。)がその持分の全てを保有・運用しております。なお、本書提出日現在、カーライル及び公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有していません。

カーライルは、グローバルに展開する投資会社であり、世界4大陸の29拠点において約2,300名の社員を擁し、3つの事業セグメント（注1）において、612のファンドを通じて総額約4,474億ドルの資産を運用しております（2024年9月末現在）。

（注1）具体的には、①上場会社の非公開化を含むバイアウト投資、グロース・キャピタル（新興企業への成長資金の提供）、戦略的マイノリティ出資（少数持分投資）等の投資活動や、不動産やエネルギー等のリアルアセット投資を含む「グローバル・プライベート・エクイティ」（運用総額約1,692億ドル）、②ローン担保証券、メザニン等、主にクレジットへの投資を行う「グローバル・クレジット」（運用総額約1,945億ドル）、及び③プライベート・エクイティ・ファンドへの投資を行う「グローバル・インベストメント・ソリューションズ」（運用総額約837億ドル）の3事業セグメントです（いずれも2024年9月末現在）。

このうち、「グローバル・プライベート・エクイティ」セグメントにおいて企業への投資活動を行うコーポレート・プライベート・エクイティ投資では、1987年の設立以来、2024年9月末までで780件以上の投資実績を有しております。また、日本国内でも、2000年に活動を開始して以来、日本企業に対する投資を中心に行うバイアウトファンドにおいて、株式会社ツバキ・ナカシマ、株式会社日本医療事務センター（現株式会社ソラスト）、シンプレクス株式会社、アルヒ株式会社（現SBIアルヒ株式会社）、日立機材株式会社（現センクシア株式会社）、ウイングアーク1st株式会社、オリオンビール株式会社、株式会社リガク、AOI TYO Holdings株式会社（現KANAMEL株式会社）、東京特殊電線株式会社（現株式会社TOTOKU）、株式会社ユーザベース、岩崎電気株式会社、星光PMC株式会社、日本KFCホールディングス株式会社、及び株式会社キョウデン等に対する累計約40件の投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、本日、対象者を非公開化することを目的として、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式の全て及び本新株予約権の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、対象者の取締役が保有する譲渡制限株式（合計35,900株、所有割合：（注2）0.30%）（以下「本譲渡制限株式」といいます。）及び対象者の第2位株主である、株式会社リクルートホールディングスの子会社である株式会社リクルートが代表社員を務める合同会社RSIファンド1号（以下「リクルートファンド」といいます。）が所有する対象者株式（2,460,000株、所有割合：20.60%）の全部（以下「本売却予定株式」といいます。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを2025年2月14日から開始することを決定いたしました。

本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式、本譲渡制限株式及び本売却予定株式を除きます。）を取得できなかった場合に対象者が行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を通じて、対象者の株主を公開買付者及びリクルートファンドのみとすること、③本株式併合の効力発生を条件として、対象者が実施する本売却予定株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な分配可能額及び本自己株式取得に係る資金を確保するために行う（i）公開買付者による対象者に対する資金提供（公開買付者を引受人とする第三者割当増資（以下「本増資」といいます。）の方法によることを予定しています。なお、本増資の金額は約 86 億円とする予定ですが、1 株あたりの払込金額については、本日現在未定です。また、本増資は、対象者において有価証券報告書の提出義務が免除された後に実施する予定です。）及び（ii）会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注 3）、並びに④本自己株式取得からそれぞれ構成され、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しております。

なお、本株式併合の詳細につきましては 2025 年 2 月 14 日に提出する公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

また、本自己株式取得は、リクルートファンドにおいて、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定の適用が見込まれることを踏まえ、本自己株式取得における本売却予定株式の取得価格（株式併合前 1 株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）（3,504 円）を、仮にリクルートファンドが本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が同等となる金額を基準として設定し本自己株式取得価格を抑えることにより、対象者の一般株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（4,380 円）（以下「本公開買付価格」といいます。）の最大化と株主間の公平性を両立させることを目的に実施するものであり、本自己株式取得価格の算出においては、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるリクルートファンドについて、（i）本自己株式取得価格（3,504 円）にて本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ii）仮にリクルートファンドが本公開買付価格で本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額として計算される金額と同等となる金額を基準として設定する予定です。

（注 2）「所有割合」とは、（i）対象者が本日公表した「2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者 2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信」

といます。)に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(11,617,400株)に、(ii)2025年1月1日以降本公開買付届出書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式(132,000株)及び本新株予約権のうち、本日現在行使可能なものと報告を受けた新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(195,400株)を加え、(iii)対象者2025年3月期第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(317株)を控除した株式数(11,944,483株)(以下「調整後対象者発行済株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じとします。

(注3) 公開買付者は、本減資等において、対象者が、減少する資本金及び資本準備金の一部又は全額をその他資本剰余金に振り替える旨を、対象者に対して要請する予定です。

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、対象者の代表取締役 Co-CEO かつ本日現在において第1位株主である柳橋仁機氏(所有株式数:3,038,409株、所有割合:25.44%。以下柳橋氏といます。)(注4)及び柳橋氏の資産管理会社である柳橋事務所株式会社(所有株式数:300,000株、所有割合:2.51%)との間で、本日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。

(注4) なお、柳橋氏は、柳橋氏が所有する対象者株式3,038,409株のうち、(i)185,000株(所有割合:1.55%)(以下「本担保付株式」といいます。)を、株式会社三菱UFJ銀行が柳橋氏に対して有する貸金債権を被担保債権として、株式会社三菱UFJ銀行に担保(以下「本担保」といいます。)として提供しており、(ii)102,000株(所有割合:0.85%)(以下「本貸株口座株式」といいます。)について、本応募契約の締結日において日本証券金融株式会社における貸株口座において保管されておりますが、柳橋氏は、本応募契約において、本担保付株式については本担保を解除したうえで、本貸株口座株式については日本証券金融株式会社の同意を得て、本公開買付けに対する応募が可能な証券口座へ移管した上で、いずれも本公開買付けに応募する旨の努力義務を負担しております。また、柳橋氏の保有する対象者株式のうち、8,300株(所有割合:0.07%)については本譲渡制限株式であるところ(以下「本譲渡制限株式(柳橋氏)」といます。)、本譲渡制限株式(柳橋氏)、本担保付株式(仮に公開買付期間中に本担保が解除されない場合に限り)及び本貸株口座株式(但し、本公開買付けに対する応募が可能な証券口座への移管ができなかった場合に限り)について、本公開買付けに応募せず、対象者が本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け

後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義される本臨時株主総会を開催したときは、本臨時株主総会における本株式併合に関する議案について公開買付者の指示に従い賛成の議決権の行使を行うことを合意しております。

また、公開買付者は、本日付で、対象者の第2位株主であるリクルートファンド（所有株式数：2,460,000株、所有割合：20.60%）との間で、①本売却予定株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、②本売却予定株式の全てを、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で対象者に譲渡すること、及び、③自ら対象者の株主をリクルートファンド及び公開買付者のみとするために必要な本株式併合を含む手続（以下「本スクイーズアウト」といいます。）に必要な一切の行為（臨時株主総会における賛成の議決権の行使を含みます。）を行うことで、本スクイーズアウトを完了させることを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、かかる諸条件について定めた契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結しております。

なお、本応募契約及び本不応募契約の詳細につきましては、本公開買付け届出書の「第1公開買付け要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者の完全子会社化を企図しているため、買付予定数の下限（注）を5,467,100株（所有割合：45.77%）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限5,467,100株以上の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式を含みます。）の買付け等を行います。

（注）本公開買付けにおける買付予定数の下限（5,467,100株、所有割合：45.77%）は、調整後対象者発行済株式総数（11,944,483株）に係る議決権の個数（119,444個）に、 $\frac{2}{3}$ を乗じた数（79,630個、小数点以下を切上げ。）から、本譲渡制限株式（合計35,900株）及び本売却予定株式（2,460,000株）に係る議決権の個数（24,959個）を控除した数に、対象者の単元株式数である100を乗じた株式数に設定をしております。なお、買付予定数の下限（5,467,100株）は、本取引において、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者及びリクルートファンドの二者により当該要件を満たすことができるように設定したものです。なお、本譲渡制限株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買

付けに応募することができませんが、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役7名のうち、柳橋氏及び小林傑氏（以下「小林氏」といいます。）を除く5名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから（なお、柳橋氏は、対象者の筆頭株主（所有株式数：3,038,409株、所有割合：25.44%）であるところ、本応募予定株主及びリクルートファンド以外の対象者の株主の皆様との利益が一致しない可能性があることを考慮し、また、対象者の取締役である小林氏については、カーライルの投資先のグループ会社の代表取締役を務めていることを踏まえ、利益相反のおそれを回避する観点より、柳橋氏及び小林氏を除く5名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。）、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限株式のうち、対象者の取締役が所有する譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

### 3. 本公開買付けの目的等

カーライルは、ソフトウェア業界において豊富な投資実績を有しており、当該領域において積極的に投資を進める方針の下、従前より継続的に投資機会を調査しておりました。そのような調査の過程で、労働環境の変化や人材関連の制度変化といったマクロ環境の追い風を受けて、急速に市場形成がなされていると考えるタレントマネジメントシステム市場において、株式会社アイ・ティ・アールが2023年5月に発行した調査レポート「ITR Market View：人材管理市場2023」によると8年連続市場シェアNo.1を達成している対象者に関心を持つに至り、2024年5月中旬から9月上旬まで継続的に対象者経営陣と協議を重ね、対象者の理解を深めるとともにお互いの信頼関係も醸成しつつ、対象者の長期的な成長と更なる企業価値向上に資する戦略的な選択肢として対象者株式の非公開化を含めた資本政策についての討議を行ってまいりました。

カーライルは、対象者との協議内容や公開情報に基づき独自に分析及び検討を進めるなかで、2024年10月上旬、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社を通じて、対象者の本取引に係るパートナーの選定プロセスの参加を打診され、本格的な検討を開始しました。その後、10月中旬、カーライルは、対象者と、対象者株式の非公開化を含む同社の資本政策に関して、中長期的な経営環境の見通しを踏まえた対象者グループの経営戦略及び施策について意見交換や協議を実施しました。かかる意見交換や協議を踏まえ、カーライルは、対象者が非連続かつ持続的な成長を実現する企業価値向上施策として、①「カオナビ」事業の更なる進化、②マルチプロダクト化及び提供サービスの拡大、及び③人材の確保を実行していくことが必要だと考えました。

また、カーライルは、早い時期からシリコン・バレー（Menlo Park）に拠点を構え、最先端の技術動向の把握や、人的ネットワークの構築を重ねることで、デジタル化事業への投資はもとよりカーライルが全世界で投資する様々な企業においてこれらの技術を活用した事業展開を支援しております。国内ソフトウェア業界においても、株式会社ブロードリーフ、シンプレクス株式会社、ウイングアーク 1st 株式会社、株式会社ユーザベース等の数多くの企業を支援してきた実績を有し、カーライルの有する潤沢な人的・資本的リソース及びグローバル・ネットワークを最大限に活用することで、前述した対象者の次なる成長への転身を十分に支援できるとの考えに至りました。

一方で、上記の施策を通じて対象者の持続的な成長を実現することは、中長期的に見れば大きな成長が見込まれる機会であったとしても、それらの施策が必ずしも早期に対象者の利益に貢献するものではないこと、上場を維持したままでこれらの施策を実施すれば、対象者の株主の皆様に対して、短期的に、対象者株式の市場価格の下落といったマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないと考えました。

そのため、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実行することは難しく、対象者が中長期的な視点で持続的な企業価値の向上を実現させていくためには、対象者株式を非公開化した上で、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする、株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制を構築することが重要であると考えました。一方で、非公開化によるデメリットとして、株式市場へのアクセス制限、取引先及び従業員への影響並びにリクルートファンドと資本関係が外れることの影響が想定されるものの、対象者の事業の特性としてキャッシュフローが潤沢に創出されるビジネスであり資本市場からの資金調達の高くないこと、対象者はタレントマネジメントシステム市場において既に高い知名度・信用を有していること、及びリクルートファンドとの既存の資本関係を前提とした契約は存在しないことからリクルートファンドとの資本関係が外れたとしても、悪影響は想定されない旨を対象者に確認できたこと等から、対象者株式の非公開化に伴うデメリットはメリットを上回ると判断し、対象者株式の非公開化を前提とした提案を検討するに至りました。

このような考えのもと、カーライルは、対象者と協議を重ねた結果、対象者株式を非公開化することを目的として、公開買付者を通じて本公開買付けを実施することを決定しました。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

以上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその

一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英語ウェブサイトにおいても開示が行われます。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。